

1

令和2年第4回

多治見市議会定例会議案

令和2年8月24日

目 次

承第7号	専決処分の承認を求めるについて	1
認第1号	令和元年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について	2
認第2号	令和元年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3
認第3号	令和元年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認第4号	令和元年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第5号	令和元年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第6号	令和元年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第7号	令和元年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第8号	令和元年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第9号	令和元年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
報第13号	令和元年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について	11
報第14号	令和元年度多治見市継続費精算報告書の提出について	12
報第15号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	14
報第16号	令和元年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	15
認第10号	令和元年度多治見市水道事業会計決算の認定について	17
議第79号	令和元年度多治見市水道事業会計利益の処分について	18
認第11号	令和元年度多治見市下水道事業会計決算の認定について	19
議第80号	令和元年度多治見市下水道事業会計利益の処分について	20
認第12号	令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について	21
議第81号	令和元年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について	22

認第13号	令和元年度多治見市病院事業会計決算の認定について	23
報第17号	令和元年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について	24
報第18号	令和元年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について	26
報第19号	令和元年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	28
報第20号	令和元年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	29
報第21号	令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	30
報第22号	令和元年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	31
議第82号	多治見市延滞金の徴収等に関する条例等の一部を改正するについて	32
議第83号	多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて	35
議第90号	物品供給契約の締結について	36
議第91号	物品供給契約の締結について	37
議第92号	物品供給契約の締結について	38
議第93号	物品供給契約の締結について	39
議第94号	物品供給契約の締結について	40
議第95号	指定管理者の指定について	41
議第96号	指定管理者の指定について	42
議第97号	指定管理者の指定について	43
議第98号	指定管理者の指定について	44
議第99号	指定管理者の指定について	45
議第100号	指定管理者の指定について	46
議第101号	指定管理者の指定について	47
議第102号	指定管理者の指定について	48
議第103号	指定管理者の指定について	49
議第104号	指定管理者の指定について	50
議第105号	指定管理者の指定について	51
議第106号	指定管理者の指定について	52

議第107号	指定管理者の指定について	53
議第108号	指定管理者の指定について	54
議第109号	指定管理者の指定について	55
議第110号	指定管理者の指定について	56
議第111号	指定管理者の指定について	57
議第112号	指定管理者の指定について	58
議第113号	指定管理者の指定について	59
議第114号	指定管理者の指定について	60
議第115号	指定管理者の指定について	61
議第116号	指定管理者の指定について	62
議第117号	指定管理者の指定について	63
議第118号	指定管理者の指定について	64
議第119号	指定管理者の指定について	65
議第120号	指定管理者の指定について	66
議第121号	多治見市教育委員会教育長の任命について	67
議第122号	多治見市教育委員会委員の任命について	68
議第123号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	69
議第124号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	70
議第125号	市道路線の廃止及び認定について	71
議第126号	市道路線の廃止について	72

承第7号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多治見市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第11号

令和2年度多治見市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年7月7日

多治見市長 古川 雅典

認第1号

令和元年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第2号

令和元年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第3号

令和元年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第4号

令和元年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第5号

令和元年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第6号

令和元年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第7号

令和元年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第8号

令和元年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第9号

令和元年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

報第13号

令和元年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和元年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

報第14号

令和元年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和元年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市継続費精算報告書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	全体計				実績				比較				
			年度	左の特		支出済額	左の特		年割額と支出の差	左の特		年割額と支出の差	左の特		一般財源
				国県支出金	地方債		国県支出金	地方債		国県支出金	地方債		国県支出金	地方債	
2	2	法人住民税システム構築業務費	30	19,872,000		19,872,000	19,440,000		19,440,000	432,000	△19,440,000	0	0	0	19,872,000
			元	11,988,000	1,988,000	10,000,000	10,476,000	0	10,476,000	1,512,000	△8,488,000	0	10,000,000	0	0
	計		31,860,000	1,988,000	19,872,000	29,916,000	0	29,916,000	1,944,000	△27,928,000	0	10,000,000	0	19,872,000	
3	2	子ども支援事業計画策定業務費	30	896,000		896,000	583,367		583,367	312,633	0	0	0	0	312,633
			元	4,744,000		4,744,000	4,408,865		4,408,865	335,135	0	0	0	0	335,135
	計		5,640,000	0	5,640,000	4,992,232	0	4,992,232	647,768	0	0	0	0	647,768	
3	2	児童福祉センター建設事業	29	46,128,000		46,128,000	3,000,000		3,000,000	43,128,000	0	0	0	0	43,128,000
			30	34,520,000		34,520,000	50,340,000		50,340,000	15,820,000	0	0	0	△12,563,000	10,862,000
	計		80,648,000	0	80,648,000	83,340,000		83,340,000	59,948,000	0	0	0	△2,721,000	10,862,000	
4	2	三の倉センター第2期基礎改良長寿命化工事費	29	148,088,000		148,088,000	106,100,000		106,100,000	41,988,000	0	0	4,900,000	1,637,903	0
			30	352,208,000	264,100,000	88,108,000	270,779,403	0	270,779,403	81,428,597	0	0	61,100,000	20,328,597	0
	計		500,296,000	264,100,000	236,196,000	376,879,403	0	376,879,403	123,416,597	0	0	55,000,000	19,966,496	0	
	計		815,325,000	0	815,325,000	806,494,523	0	806,494,523	8,830,477	0	0	6,700,000	2,130,477	0	

報第15号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△3.0	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第16号

令和元年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和元年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は平成30年度実績

項目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	<p>①収入の増加 債権管理計画で定める収納率を達成、使用料・手数料等の抜本的な見直し及び土地の売却や貸付等の市有財産の有効活用により財源の確保に努めます。</p> <p>②支出の抑制 公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。</p>	<p>・諸納付金の収納率</p> <p>ア 市税 現年度分 98.97% 【98.7%】 (99.0%) 滞納繰越分 35.62% 【30.0%】 (38.5%)</p> <p>イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 98.91% 【98.9%】 (98.9%) 滞納繰越分 32.52% 【27.9%】 (31.8%)</p> <p>・経常経費(普通会計) 歳出額 271.0億円 (263.5億円) 歳出構成比 69.7% (75.0%)</p>
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	<p>一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和元年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。</p>	<p>・一般会計で負担すべき市債残高 428.6億円 (433.5億円)</p> <p>・市債の実残高 538.6億円 (546.4億円)</p>
3 基金の適正な管理	<p>(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。</p>	<p>財政調整基金残高 51.5億円…① 災害復旧経費留保分 9.0億円…② リスク引当金 2.0億円…③</p> <p>財政調整基金可処分額 40.5億円 (37.9億円) ①－②－③</p>
	<p>(2)市債償還対策基金は、令和元年度までに5億円(合併特例債償還分を除く。)を積立てます。</p>	<p>年度末残高 7.5億円 (6.4億円) ※ 合併特例債償還分を除く</p>
	<p>(3)修繕引当基金は、年度末残高を5億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 11.7億円 (12.7億円)</p>
	<p>(4)職員退職手当基金は、令和元年度までに20億円を積立てます。</p>	<p>年度末残高 20.0億円 (20.0億円)</p>
	<p>(5)庁舎建設基金は、令和4年度までに20億円を積立てます。</p>	<p>年度末残高 19.1億円 (17.1億円)</p>
	<p>(6)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。</p>	<p>処分額 0.8億円 (0.8億円)</p>

認第10号

令和元年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

議第79号

令和元年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第11号

令和元年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

議第80号

令和元年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第12号

令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

議第81号

令和元年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

認第13号

令和元年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

報第17号

令和元年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和元年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳 地方債	損益勘定 留保資金	支払義務 発 生 額	左の財源内訳 地方債	損益勘定 留保資金	年割額と支払 義務発 生 額 の 差	左の財源内訳 地方債	損益勘定 留保資金
資本 的 支 出	建設 改良 費	灌 水 池 台 更 新 事 業 (造 成 工 事)	30	90,000,000	70,000,000	20,000,000	49,350,600	38,750,000	10,600,600	40,649,400	31,250,000	9,399,400
			元	10,000,000	0	10,000,000	49,434,840	0	49,434,840	△ 39,434,840	0	△ 39,434,840
			計	100,000,000	70,000,000	30,000,000	98,785,440	38,750,000	60,035,440	1,214,560	31,250,000	△ 30,035,440

報第18号

令和元年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和元年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市下水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務 発生額	左の財源内訳		年割額と支払 義務発生額と の差	左の財源内訳		
					企業債	その他		企業債	その他		企業債	その他	
下水道事業 費用	営業費用	地方公営 企業法適 用準備事 業	28	1,000,000		1,000,000	0		0	1,000,000			1,000,000
			29	15,300,000		15,300,000	15,235,560		15,235,560	64,440			64,440
			30	4,900,000		4,900,000	64,800		64,800	4,835,200			4,835,200
			元	2,200,000		2,200,000	7,317,216		7,317,216	△ 5,117,216			△ 5,117,216
			計	23,400,000		23,400,000	22,617,576		22,617,576	782,424			782,424

款	項	事業名	年度	全体計画				実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務 発生額	左の財源内訳		年割額と支払 義務発生額と の差	左の財源内訳		
					企業債	その他		企業債	その他		企業債	その他	
資本的支出	建設改良 費	三の倉七 ンター第2 期基幹改 良長寿命 化工事	29	19,312,000	18,300,000	1,012,000	16,733,201	15,800,000	933,201	2,578,799	2,500,000		78,799
			30	101,392,000	96,300,000	5,092,000	0	0	0	101,392,000	96,300,000		5,092,000
			元	87,811,000	83,400,000	4,411,000	185,552,756	164,000,000	21,552,756	△ 97,741,756	△ 80,600,000		△ 17,141,756
			計	208,515,000	198,000,000	10,515,000	202,285,957	179,800,000	22,485,957	6,229,043	18,200,000		△ 11,970,957

報第19号

令和元年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第20号

令和元年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

下水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第21号

令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和元年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、
別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第22号

令和元年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

病院事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第82号

多治見市延滞金の徴収等に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市延滞金の徴収等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市延滞金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市延滞金の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市延滞金の徴収等に関する条例(昭和40年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(多治見市介護保険条例の一部改正)

第2条 多治見市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(多治見市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 多治見市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 多治見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（多治見市下水道条例の一部改正）

第5条 多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正）

第6条 多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和54年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中多治見市国民健康保険条例附則第11条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市延滞金の徴収等に関する条例附則第4項の規定、第2条の規定による改正後の多治見市介護保険条例附則第7条の規定、第3条の規定による改正後の多治見市国民健康保険条例附則第10条の規定、第4条の規定による改正後の多治見市後期高齢者医療に関する条例附則第1条の2の規定、第5条の規定による改正後の多治見市下水道条例附則第3項の規定及び第6条の規定による改正後の多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第6項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

議第83号

多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて

多治見市子育て支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市子育て支援会議条例の一部を改正する条例

多治見市子育て支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第90号

物品供給契約の締結について

ききょうバス中心市街地線バス車両購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | ききょうバス中心市街地線バス車両購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 21,316,320円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市東町1丁目21番地
東濃自動車工業株式会社
代表取締役 古田 重雄 |

議第91号

物品供給契約の締結について

小泉小学校新校舎備品購入事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 契約の目的 | 小泉小学校新校舎備品購入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 60,390,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市白山町2丁目23番地
ミクニヤ
小椋 文夫 |

議第92号

物品供給契約の締結について

小学校大型ディスプレイ購入事業（北地区）について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 小学校大型ディスプレイ購入事業（北地区） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 33,880,000円 |
| 4 契約の相手方 | 土岐市泉町大富265番地の2
東都通信設備株式会社
代表取締役 後藤 重孝 |

議第93号

物品供給契約の締結について

小学校大型ディスプレイ購入事業（南地区）について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 小学校大型ディスプレイ購入事業（南地区） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 28,962,450円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市新町1丁目23番地
特定非営利活動法人東濃情報ネットワーク
理事長 虎山 義秀 |

議第94号

物品供給契約の締結について

中学校大型ディスプレイ購入事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 中学校大型ディスプレイ購入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 30,607,500円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市前畑町2丁目13番地
中部事務機株式会社多治見営業所
代表取締役 辻 慶一 |

議第95号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市総合福祉センター
多治見市サンホーム滝呂
多治見市ふれあいセンター姫

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第96号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市かさほら福祉センター

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第97号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市池田保育園

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第98号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市発達支援センター「なかよし」

多治見市発達支援センター「ひまわり」

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第99号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市坂上児童館

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市中央児童館

多治見市市之倉児童センター

多治見市脇之島児童センター

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市共栄児童館

多治見市旭ヶ丘児童センター

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市産業文化センター

2 指定管理者の名称等

愛知県名古屋市中区丸の内3丁目6番27号

株式会社ビーウェル

代表取締役社長 稲葉 泰秀

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市美濃焼ミュージアム

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市モザイクタイルミュージアム

2 指定管理者の名称等

多治見市笠原町2082番地の5

一般財団法人たじみ・笠原タイル館

代表理事 水野 雅樹

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市文化工房

2 指定管理者の名称等

多治見市本町6丁目10番地の2
株式会社共栄電気炉製作所
代表取締役 牛田 拓造

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市勤労者センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

議第107号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市豊岡駐車場

多治見市豊岡原動機付自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

議第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市根本交流センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第109号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市精華交流センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市学習館

多治見市図書館（笠原分館を除く。）

多治見市市民活動交流支援センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市旭ヶ丘公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市市之倉公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市養正公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

議第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市南姫公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第115号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市脇之島公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市小泉公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市笠原地区の文化・体育施設（多治見市笠原中央公民館、多治見市図書館笠原分館、多治見市笠原体育館）

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市文化会館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市三の倉市民の里

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市総合体育館

多治見市指定公園

多治見市運動場

2 指定管理者の名称等

感謝と挑戦のKGIグループ

代表構成員 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 有坂 順一

構成員 岐阜市宇佐南3丁目6番20号

株式会社技研サービス

代表取締役 棚橋 泰之

構成員 愛知県名古屋市瑞穂区中山町六丁目3番地の2

岩間造園株式会社

代表取締役 岩間 紀久裕

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

議第121号

多治見市教育委員会教育長の任命について

次の者を多治見市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	渡邊 哲郎	*****	再任（任期は、令和5年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会教育長 渡邊 哲郎氏の任期が、令和2年9月30日に満了するため、同氏を引き続き任命する。

議第122号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	木下 貴子	*****	再任（任期は、令和 6年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 木下 貴子氏の任期が、令和2年9月30日に満了するため、
同氏を引き続き任命する。

議第123号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	大野 聖	*****	再任（任期は、令和 5年9月29日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 大野 聖氏の任期が、令和2年9月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第124号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	原科 佐登己	*****	新任（任期は、令和5年9月30日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員 坂崎 芳範氏の任期が、令和2年6月30日をもって満了したため、後任として原科 佐登己氏を新たに選任する。

議第125号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	4 0 2 3	412113	多治見市 喜多町5丁目 同 市 赤坂町9丁目	83番1 31番	地先から 地先まで
認定	4 0 2 3	412113	多治見市 喜多町5丁目 同 市 赤坂町9丁目	83番1 31番1	地先から 地先まで

議第126号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
4 1 7 4	412135	多治見市 赤坂町9丁目 同 市 赤坂町9丁目	57番1 31番1	地先から 地先まで